

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第1区分
 【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公表番号】特表2011-500503(P2011-500503A)
 【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)
 【年通号数】公開・登録公報2011-001
 【出願番号】特願2010-531149(P2010-531149)
 【国際特許分類】

C 0 4 B 28/14 (2006.01)

C 0 4 B 24/38 (2006.01)

C 0 4 B 24/18 (2006.01)

【F I】

C 0 4 B 28/14

C 0 4 B 24/38 Z

C 0 4 B 24/18 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

約50 - 約98重量%の硫酸カルシウム半水和物、

約0.002 - 約1重量%の多糖、および

約0.02 - 約2.5重量%のリグノスルファネート

を含むことを特徴とする水和して高い強度のフローリング材を形成するスラリーを製造するための水とともに用いられる混合物。

【請求項2】

該多糖がキサンタンガム、ジウタンガム、および 5×10^6 以上の平均分子量を有する非イオン性ホモ多糖からなる群の一員を含む請求項1の混合物。

【請求項3】

該多糖が、約0.01 - 約0.5%の重量範囲で存在するヘテロ多糖を含む請求項1の混合物。

【請求項4】

該多糖が、約0.02 - 約0.25%、さらには、約0.025 - 約1.25%の重量範囲で存在する請求項1の混合物。

【請求項5】

該リグノスルファネートが、約0.025 - 約0.625%の重量範囲で存在する請求項1の混合物。

【請求項6】

請求項1の混合物、水および砂を含むスラリーであって、該砂が乾燥混合物に対して約1.5 - 2.8リットル/キログラム、さらには、約1.8リットル/キログラムの重量比($[ft^3 (約0.028m^3)]$ の砂: 80Lb (約36.3kg)の乾燥混合物の単位で表したときに)該混合物に対して約1.9:1 - 3.5:1、さらには、少なくとも約2.5:1の重量比)で存在するスラリー。

【請求項7】

請求項 1 の混合物、水および砂を含むスラリーであって、該砂が乾燥混合物に対して少なくとも約 2.0 リットル/キログラム、さらには、少なくとも約 2.4 リットル/キログラムの重量比 ($[ft^3 (約 0.028 m^3)]$ の砂 : 80 Lb (約 36.3 kg) の乾燥混合物の単位で表したときに] 該混合物に対して約 2.5 : 1、さらには、少なくとも約 3.1 : 1 の重量比) で存在するスラリー。

【請求項 8】

該硫酸カルシウム半水和物がランプ・ロック法アルファ半水和物を少なくとも約 90% 含む請求項 1 の混合物。

【請求項 9】

約 50 - 約 98 重量%の硫酸カルシウム半水和物、

約 0.002 - 約 1 重量%の多糖、および

約 0.02 - 約 2.5 重量%のリグニン

を含む第 1 の混合物、並びに

該第 1 の混合物と混合してスラリーを形成する水および砂を含み、その場合、該砂は乾燥混合物に対して少なくとも約 2.0 リットル/kg ($[ft^3 (約 0.028 m^3)]$ の砂 : 80 Lb (約 36.3 kg) の乾燥混合物の単位で] 少なくとも約 2.5 : 1) の重量比で存在する

ことを特徴とする水和して高い強度のフローリング材を形成するスラリー。

【請求項 10】

該リグニンがリグノスルファネートである請求項 9 のスラリー。